

令和2年第5回
笠置町議会臨時会会議録
(第1号)

令和2年11月25日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第5回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和2年11月25日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年11月25日 9時30分			議長	大 倉 博	
	閉 会	令和2年11月25日 10時15分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	○	
	4	杉岡義信	○	8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	1 番	向 出 健		2 番	松 本 俊 清		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和2年第5回笠置町議会会議録

令和2年11月25日～令和2年11月25日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

令和2年11月25日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第42号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件
- 第5 議案第43号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第6 議案第44号 笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 第7 議案第45号 和解及び損害賠償の額を定める件
- 第8 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の予防対策に日々御努力をいただきありがとうございます。現在、感染の第3派が到来している模様です。私たち1人1人ができる予防対策をしっかりと実行することが、今、最も重要です。1日も早くこの事態が収束するよう気を緩めることなく、予防に努めていただきますようお願いいたします。

本臨時会においては、議員をはじめ、職員及び傍聴者におきましても、終始マスクの着用をお願いしています。御理解と御協力をお願いいたします。発言者におきましてもマスクを着用のまま発言してください。また、聞き取りやすいように発言くださいますようお願いいたします。

ただいまから令和2年第5回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（大倉 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番議員、向出健議員及び2番議員、松本俊清議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（大倉 博君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

なお、議会運営上、議会運営につきまして今臨時会において不穏当な発言があった場合には、後日会議録を調査して善処いたします。

議長（大倉 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る10月26日、奈良県コンベンションセンターにおいて近畿地方治水大会が開催され、前議長及び前総合常任委員長が出席をし、議会会議規則第129条の規定により議員派遣を行いましたのでご報告します。以上、議会報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

議長（大倉 博君） 日程第4、議案第42号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件から、日程第6、議案第44号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件までの3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） おはようございます。

それでは議案第42号から議案第44号の件について提案理由を申し上げます。

第42号につきましては、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件について、第43号については、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について、第44号については、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件についてでございます。

これら国では11月6日の閣議において、一般職国家公務員の給与について、本年の人事院勧告どおり特別給の改定を実施する方針を決定しました。同閣議では併せてそれを実施するための一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案についても、臨時国会に提出されることに決定されました。内容は期末手当の支給月数が0.05カ月分引き下げられることになりましたので、当町の特別職の期末手当については、年間支給月数を3.35月に、職員の期末手当については年間支給月数を2.55月に改正するものです。また、会計年度任用職員の期末手当については職員の期末手当に準ずることとしているため、そこを規定している不足部分について改正するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） 次に議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第42号から第44号についての議案の説明をさせていただきます。

先ず議案第42号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件についてでございます。

先ほど町長が申しましたとおり、11月6日の閣議決定において人事院の勧告どおりに特別職の特別給の改定を実施する方針が決定されました。それに基づいて現在、国の方では一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について審議をされております。それに基づきまして改定の内容でございます。

先ず1ページを御覧ください。

第1条におきましては、12月に支給する期末手当を0.05月引き下げ、100分の165に引き下げます。それに基づきまして、令和2年度におきましては6月に支給しました100分の170、それと今回の100分の165で3.35月となります。

第2条におきましては、第1条で引き下げた0.05月を6月と12月にそれぞれを配分して、いずれも100分の167.5月とするものでございます。

この条例につきましては、公布の日から施行するという一方で、ただし第2条につきましては令和3年4月1日からの施行ということになっております。

なお、議会議員の期末手当につきましても年間の支給月数が0.05月引き下げとなっておりますけれども、平成30年12月議会において、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正において、常勤の特別職に準ずると改正しておりますので、議案としては提出しませんので申し添えます。

続いて議案第43号でございます。

笠置町職員の給与に関する条例一部改正についてでございます。

これにつきましても1ページを御覧ください。

第1条におきましては、12月に支給する期末手当を0.05月引き下げ、100分の125に改正するものでございます。したがって、令和2年度につきましては6月分と併せまして2.55月分となります。

第2条におきましては、第1条で引き下げた0.05月を6月と12月それぞれに配分して、いずれも100分の127.5月とするものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、ただし第2条の規定につきましては令和3年4月1日からの施行とするものでございます。なお、再任用の職員の分については一般職の月数を参照している部分を改正するものでございます。

続きまして議案第44号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件についてでございます。

1ページを御覧ください。

第1条においては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における12月に支給する期末手当を0.05月引き下げ、100分の125にするものでございます。それに基づきまして、令和2年度においては2.55月分となります。

第2条におきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、

6月と12月いずれも100分の127.5月とするものでございます。

この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑につきましても一括質疑で行います。質疑は全ての議案に対し、同一議題について3回までですので申し添えます。質疑はありませんか。向出君。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

先ず基本的な認識について伺いをしたいと思います。

笠置町の職員の給与の水準ということで、いわゆる国家公務員と比べてどれくらいの給与水準にあるかというラスパイレス指数というのがあります。国家公務員の給与を100とした場合にどれくらいの給与水準に地方公務員、笠置町で言えば職員が給与水準にあるのか。その数字について答弁を求めたいと思います。

それから、笠置町の給与水準が当町としては比較的高い水準にある、もしくは低い水準にある、どういうふうな認識に立っておられるのか、その点もお聞きします。

それから、この引き下げによって職員の全体としての引き下げ額がどれくらいにのぼるのか、その辺りについて答弁を求めます。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

国家公務員についてどのくらいのということでラスパイレス指数になるかと思えますけれども、当町におきまして令和2年4月1日では92.1となっております。この値については改善してきているということでよろしくお願ひします。

影響額ということでの御質問ですけど、誠に申し訳ないです、手持ちの資料がございませんので、後ほど提出させていただきます。

議長（大倉 博君） 向出君。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

今、ラスパイレス指数ということで、改善はしてきているということですがけれども、国家公務員と給与水準を比べると92.1ということで、必ずしも高い値じゃないんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺り認識も伺いをしたいと思いますけれども、もう1つ、経済政策として期末手当の引き下げが好ましいのかどうか。当町だけではなくて地方公務員、それぞれの自治体の職員の数を合わせればかなりの数にのぼっていると。それで経済政策として、やはり物やサービスが売れていくというのが経済の基本だと思います。その

ためには、やはり働いている者が、職員も労働者の一部ですし、その手にするお金が減っていくよりは増えていく方が当然経済政策としても好ましいと。減っていくことによって経済がより良くなるということはないというふうには考えるんですけども、その辺りの経済政策論的な観点からも、どのような認識で今回引き下げが妥当だというふうに判断されているのかお伺いをしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問です。

人事院勧告につきましては、これは民間給与との格差を是正するという目的で給与是正が行われている、人事院勧告が行われているわけですから、単純に経済政策そのものとダイレクトに関係しているものではございません。経済指標、確かに悪化の一途を辿っておりまして、当然その分だけ民間での給与水準、所得水準というのが下がっておるわけでございます。決して望ましいことだというふうには考えておりませんが、公務員という職務の性質上、ある程度、民間の給与水準というものを考慮しながらの政策というものを進めざるを得ないというふうに考えております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 向出君。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

民間の給与水準が下がる原因も、やっぱり物が売れにくくなったり、企業ごとに業況は違いますが、経済状況の悪化であるということも1つの要因になってくるのではないかと。その中でやはり自治体が、どちらかと言えば給料を上げてそれで消費を上げていく、そういう政策をとっていくのが本来の役割ではないかというふうに思うんですけど、今回は人事院勧告ということで、それに基づいて準じてやるということなんですけども、その給与について、今回期末手当だけですけれども、給与についてこのままでいいと思っているのか、上げていくのがやはり基本だと考えているのか、その点についてはお伺いをしたいと思います。

それから、念のための確認だけさせていただきたいんですけども、議案第44号については会計年度任用職員のことと読み替えということで、これは変更なしという認識で良いのか、一応確認のためにその点も答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問のうち、ラスパイレス指数に関する御質問に対してだけお答えいたします。

ラスパイレス指数っていうのは、職員の給与水準についてごく一般的な指標やというふう
にされておりますが、これは5年ごとの区切りでございまして、一律に国に対してどうなっ
ているかっていうことを直ちに表している指標ではございません。しかしながら、笠置町の
職員の給与水準というのが相当低かったという認識はございます。限りなく100に近づけ
るという努力をしないとイケないということも承知しておりますが、現在、財政上の理由で
直ちに給与是正を行うってことは、先ず実質的に無理があるということと、それから各職員
1人ずつの給与水準について、全てを調べて是正するというのは非常に難しい。難しいけれ
ども放っておいていいのかというと、そういうわけではございません。それぞれの職員の給
与水準について調査したうえで、できる限りの是正をしていくということで検討したいとい
うふうには考えておりますが、現在そこまで至っておりません。1人ずつの給与の改正状況
というものがございます。採用年度によっても格差が出てきたりっていうこともあるかと思
います。そうしたことも含めて、全職員の給与水準についての数値っていうのを出したうえ
で、将来的にどうしていくかというのを考えていくというふうな経緯になるかと思います。
よろしく御理解いただけたらと思います。以上です。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問ですけども、議案第44号につ
きましては、パートタイム職員についての読み替えとなっておりますので、支給額については
変更はございません。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 無ければこれで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

先ず、議案第42号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件
の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第42号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原
案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、議案第42号、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第43号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立多数です。したがって、議案第43号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(大倉 博君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第44号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立多数です。したがって、議案第44号、笠置町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(大倉 博君) 日程第7、議案第45号、和解及び損害賠償の額を定める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。

議案第45号について、和解及び損害賠償の額を定める件について、提案理由を申し上げます。

令和2年10月に発生した公用車による自動車事故について、和解及び損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めます。よろしく御審議いただきますようお願いします。

議長（大倉 博君） 次に議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは議案第45号、和解及び損害賠償の額を定める件について説明をさせていただきます。

先ず説明の前に、議案第45号を提出させていただきましたが、事故の概要の曜日に間違いがありました。10月18日土曜日というふうにかかれておりましたけれども、日曜日の間違いでございました。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、議案の内容につきましては議案書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第45号、和解及び損害賠償の額を定める件。

地方自治法、昭和22年法律第67号、第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めます。

令和2年11月25日提出、笠置町長、中淳志。

記。

1 事故の概要、令和2年10月18日日曜日、15時15分頃、京都府船井郡京丹波町須知色紙田3番地5、道の駅丹波マーケス駐車場内において、笠置町社会福祉協議会臨時職員が公用車を前進し駐車する際、確認を怠り、停車中の車両に接触したことによる自動車事故。

2 損害賠償の相手方、大阪府在住者。

3 和解の内容、町と相手方との過失割合を10割対0割と認め、町は相手方に対し損害の解決金として26万1,360円を町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の賠償共済から賠償する。なお、笠置町及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。松本さん。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、説明願ったんですが、再度詳しくお聞きしたいと思います。

今、訂正された資料なんですが、議運の時からこれはわかってたはずなんです。なぜこの

席になって訂正されたのか。18日土曜日という数字は無かったんです。今、訂正された。それはそれで結構です。しかし、事故について、以前この議会において、事故あるごとにその都度、議会に報告すると前任者は発言されております。今回、10月18日発生してます。そして本日11月25日、その前に11月2日に臨時議会が開催されている。その時、なぜこのあった報告をされなかったのか。

また、事故解決の補償問題で今日というかたちになると思うんですが、そういうことよりも、相手方の金額、修理代、金額出てますが、当たった方の当町の車の修理代はどうなってるのか。

また、その車に同乗者はいなかったのか。

そして、また、事故発生に対して運行管理日誌にはどのようになっていたのか。この事故に対して安全対策会議は開催されたのか。その時の資料は。

そして、職員に対する事故の防止の対策方法はどのような方法で啓蒙されたのか。口頭か書類か。そういう点、詳しく説明してください。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問でございます。

先ず11月2日の時になぜ出さなかったということなんですけども、この折には損害賠償の額というものが決定されていなかったということで、その時には出せなかったものでございます。今回、賠償額が確定したことに伴っての議会への提案ということでございます。

それから、今回の事故についてはゲートボール大会への参加においての事故でございますので、車の中に乗っておられた方はおられました。

それから、当町の車両についても損害賠償保険によって修理をさせていただく手はずとなっております

それから、災害防止に対してでございますけれども、職員等については、以前からも申し上げておりますとおり、交通安全に対する啓発活動。安全運転に対する講習会等に参加を呼びかけさせていただいております。今回についても、今年についてはコロナの関係がございまして、人数の規制というのがあるんですけども、それでも笠置町からも最低限の人数参加の方はさしていただいているところでございます。事故はあってはならないものでございますので、今後も引き続いて再発防止について職員等に啓発させていただきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 松本さん。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

今、回答貰ったんですが、どうも話が通じてないようです。

私は、事故あった時にその次の議会で報告するということ前に言われているんです。その時に賠償の話、今回の話ですと賠償が決まってない、だから今日なったというのはわかります。これ、もし人身事故やって1年後やったら、1年以後しか報告がないということですか。そういう行政のあり方ですか、事故の報告は。

そして、安全対策の会議についてされたかどうかと私は聞いてるんです。コロナなんか関係ないです。はたして笠置町内において安全対策、事故について会議をされたかどうかということを知っているんです。いつされたんか、議事録。やってなかったら、やってなかったでいいんです。警察どうこう関係ない、私が聞いてんのは。やはり、私の発言が悪いのかどうか知りませんが、質問したことについてもう少し誠意ある回答してください。人身事故だったらどうなんですか。その点、どう考えてるか町長からお聞きしたいと思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員さんの御質問です。

まず1点目の安全対策の会議はしたのかということですが、この件につきましては運転手への指導ということで、職員の間での会議というのはいたしておりません。

それから事故の報告が事前に無かったという御質問ですが、軽微な物損事故でございましたので、改めてご報告することはなかったということでございます。当然ながら重大事故等々の場合は何らかのかたちの報告はさせていただくつもりでございますので、前回のお話とは変わっておりませんので御了解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま町長が説明させていただいた一部補足させていただきます。

議会の方に報告しなかったのかということですが、議会のこういった議案につきましては、この地方自治法の第96条第1項第12号、第13号にもありますように、議案としては損害賠償の額が確定する前に、金額が固まり次第提案させていただく。それで議会の議決をいただくということになっております。

人身事故におきましても金額が固まり次第ということで、議案というかたちにはさせていただきますけれども、議員おっしゃったとおり、事故が起こった時には何かしらの報告等はさせていただきますというふうに思います。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。坂本君。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

この件、気になるのが、ドライブレコーダー付いてたか、付いてないのか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問ですが、この車両についてはドライブレコーダーの付いている車両でございます。

議長（大倉 博君） 坂本君。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

ドライブレコーダー付いていると。付いてて、課長それ映像見はりましたか。見たとしたら、どういう改善が望ましいかとか、そういうこと考えて企画しているのかどうか、今現在。それが例えば26万1,000円の内に収まるような啓蒙活動、啓発活動とかできんねやったらするべきやと思うんです。この間の農業災害でもそうですけど、事後でお金出すことは誰でもできる。でも先行的な投資がなぜできてないのか、それか財源が無いからなのか、それか研修費用が物すごく笠置は乏しいからなのか、もうそろそろ考えないといけないんじゃないんですかというふうには思うんです。そこの辺をきちんと議論しないと、この問題ってずっと無くならないと思うんです。せっかくドライブレコーダー付けたから、それが大義名分になっていたら意味が無い。そこから次何ができるのかってことがドライブレコーダー付けた意味になってくるんです。1つ1つの事業が意味ある事業にしていかないと、結局、やりました、説明しました。職員にも思い伝えましたでは駄目だっことはわかってるわけじゃないですか。じゃあ26万円かける価値がある研修を笠置で組まないといけないと。そういう議論をしていきたいと思うんですけど、できそうですか。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の事故において、ドライブレコーダーについて私の方は見ておりません。ただし、議員おっしゃったとおり、それぞれの事故を分析させていただいて、少しでも事故が無いように努めていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（大倉 博君） 坂本君。

5 番（坂本英人君） 5 番、坂本です。

課長1人で悩まずに、各課みんな車乗るとは思うので、今度課長みんな集まってちゃんと1回話してみたりとか、どんなことが必要なんかちゅうのは時間かかることなんで、大

変やと思うんです。ただ、なんで言うかっていうたら、その事故ってない方がいいんですよ。僕も事故したことありますんで、すごい切ない気持ちにもなるし、気持ちも病むんで無い方がいいと。それを是正するためにお金を使うということは、やっぱり前向きなお金なんでぜひ使うべきやと思うんですよ。キャンプ場の話なんですけど、混んだら衝突事故とかあるんです。それは企画っていう部分で総務財政課も商工観光課も企画持っているはずなんです。交通事故に対しての企画っていうのは考えられるはずなんです。議案反れてるって言われればそれまでかも知れませんが、でも根っこの部分って一緒やと思うんです、僕。笠置の企画って何を企画しているのかっていう、交通事故のことに対してどうやってとらまえてるのか。課長もドライブレコーダー見てないと。見といてほしかったというふうに思います。やっぱりその事故がなぜ起こったのか、どういう原因があるのか。絶対、根っこは共通する部分があるはずなんです、問題って。その辺をきちんと課長会議でも掛けていただいて、みんなの問題やという。これ、総務がしたから総務の問題じゃなくて、みんなの問題として考えられるようにしていかないと、こういう支出っていうのは絶対無くならないと思っておりますので、前向きにというよりは、こうやりました、いつやりますということが聞こえるような答弁をいただきたい。

議長（大倉 博君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、事故というのは私もしたところはございますので、本当に気持ちが沈むような悲しいものでございますので、それが少しでもなくなるように、今年度でも軽微なものからありますので、それらを分析させていただいて、みんなで共有させていただいて、少しでも少なくなるように早急にしていきたいというふうに思います。

議長（大倉 博君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

おっしゃっていることはごもっともでございます。なるほどなと感心しながらお話を伺っておりました。

町内での交通事故、特に人身事故の発生状況については木津署の方に参りまして、私データをいただいております。根本的な原因として道路状況の問題、それから運転手の問題、それぞれ双方ございますように思います。近々の課長会議におきまして、交通事故起こさないようにということで、何らかの対応を指示しようかというふうには思いますんで、よろしく願いいたします。以上です。

議長（大倉 博君） ほかの方、質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） これで質疑をおわります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。

議案第45号、和解及び損害賠償の額を定める件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 賛成者多数です。したがって議案第45号、和解及び損害賠償の額を定める件は、原案のとおり可決されました。

議長（大倉 博君） 日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（大倉 博君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。令和2年第5回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 大 倉 博

署名議員 向 出 健

署名議員 松 本 俊 清